宇宙探査イノベーションハブ「Moon to Mars Innovation」

次世代探査コンセプト検討活動　参加同意書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構　宇宙探査イノベーションハブ（以下、「探査ハブ」という。）「Moon to Mars Innovation」における次世代探査コンセプト検討活動チーム（以下、「本チーム」という。）への参加するにあたっては、以下の規定を遵守するものとし、これについて同意書を提出するものとする。

1. 本検討活動の目的

　本検討活動は、将来の月・火星探査アーキテクチャ像を具現化し、その構成要素となるシステムの実現方法、技術課題の識別、必要となる研究のシナリオメイキングを行う。

　本検討活動は、次世代探査コンセプト領域ごとに行う。

1. 本チームの体制

（１）チームリーダ

探査ハブが定める、次世代探査コンセプト領域を統括する「探査研究イノベータ」をチームリーダとする。

（２）チームメンバ

探査ハブが選定する法人、団体及び個人（以下、「参加機関」という。）が、本検討活動のチームメンバとして自己に属する担当者を指定する。

1. 本検討活動の期間

原則、探査ハブにおける本検討活動の承認日から12ヶ月間とする。ただし、天災その他本検討活動遂行上止むを得ない事由又は当初予測できなかった事由が生じたことにより、本チームへの参加機関が本検討活動の継続が不可となった場合は、探査ハブ及び参加機関で協議の上、この期間を延長、又は短縮することができる。

1. 参加の方法

（１）参加機関は、同意書の提出をもって、同意書に記載の提出日付で本検討活動への参加を開始したものとする。

（２）参加機関は、同意書において、チームメンバとなる担当者を指定する。探査ハブはチームメンバに対して本チームへの参加を依頼し、委嘱するとともに、チームメンバに対して報酬（謝金）を支払うものとする。

1. 情報の取扱い

（１）本検討活動において「秘密情報」とは、開示者が、開示に際して秘密として特定した情報及び探査ハブ情報提供要請(RFI)を通して探査ハブへ提供された第三者からの情報をいう。

(2)本検討活動において、秘密情報を開示しようとする参加機関又はチームメンバは、当該情報の取扱い方法、条件等を明示し、被開示者はそれに従うものとする。なお、当該開示に係る別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取扱いを定めることができる。

1. 法令遵守

探査ハブ及び参加機関は、各国の競争法、個人情報保護に関する法令、輸出管理に関する法令を含む一切の法令等を遵守しなければならない。

1. 違反

（１）探査ハブ及び参加機関は、本書規定に違反する事態が生じた場合は、当該違反した各参加機関に対して相当期間を定めた書面にて事態の是正を求めることができる。

（２）探査ハブ及び参加機関は、他の参加機関等による本書規定又は個別契約等の違反により損害を被った場合は、故意又は重過失の場合に限り、損害の賠償も含め、当該損害を与えた参加機関と個別に協議して解決するものとする。

以上

ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

同意書

上記規定に同意し、宇宙探査イノベーションハブ「Moon to Mars Innovation」次世代探査コンセプト検討活動への参加に同意し、チームメンバとして以下の者を指定する。

提出日：

参加機関：＜住所＞

　　　　　　　＜機関名＞

　　　　　　　＜機関代表者＞

チームメンバ：＜部署＞＜役職＞＜氏名＞

以上